

令和6年1月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 石川県能登地方を震源とする地震に伴う新型コロナワクチン接種の 委託料請求の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡（新潟県、富山県、石川県、福井県衛生主管部（局）宛）に関し、このたび日本医師会より情報提供がありました。

新型コロナワクチンの接種を実施した医療機関等が市区町村に対して委託料を請求する場合は、接種した月の翌月10日までに請求書等及び予診票を市区町村又は国保連合会に提出することとされています。

今回の国事務連絡は、今般の震災により請求することが困難な場合の対応を知らせるものです（下記ご参照）。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます

### 記

○委託料の請求を接種した月の翌月10日までにできない場合、特例臨時接種が終了する予定の令和6年3月接種分の請求期限である4月10日までに請求を行えば、集合契約に従って支払いを行うものとする。

○請求に必要な予診票を震災により喪失したために請求できない場合、以下の例を参考に、関係者間で調整の上、予診票の提出に代わる何らかの方法により請求を行うものとする。

- ・接種にかかる診療録の写しの提出
- ・震災発生前にVRSに登録した情報の確認
- ・被接種者が所持している接種済証等の確認

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要 ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)